

「自治体の基本的あり方」についての特徴

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※名古屋市は①と②の憲法と地方自治に関して「回答する部局が無いため」(広報広聴課)として、ノーコメント
 ※他にもノーコメントの自治体あり(豊川市、安城市、知立市、弥富市、大口町)
 ※表中で「 」内が自治体からの回答

市町村名		文書回答の特徴
3	岡崎市	「本市は、市民がお互いの価値観と人権を尊重し合い、自立した生活者としての自覚を持つ中、市民・企業・行政による相互の信頼関係に基づく協働のまちづくりを基本理念とした『総合計画』をベースに、健康で文化的で平和的な生活を送ることのできる行政を展開しています」としており、憲法・地方自治法の理念とかけ離れている。
6	半田市	「各施策の実施にあたっては、憲法や地方自治法の本旨に基づくことはもとより、本市の普遍的な都市像である『健康で明るく豊かなまちづくり』を目指し、市民福祉の向上を第一に考え、各種施策を実施・展開してまいります」
10	碧南市	「憲法25条、地方自治法第1条をふまえて、個人を尊厳し、住民が健康で文化的、平和的な生活とが送れるよう社会保障等の施策充実を図るよう努めてまいります」
15	蒲郡市	「確かにお聞きしました」(行政課)
20	稲沢市	「『住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施していくこと』が、地方公共団体の果たすべき役割であると認識しております」
21	新城市	「地方自治体の行財政運営に当たっては、憲法および地方自治法を基本にすえて、各種行政施策を行うものであり、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。この姿勢は将来にわたって変わるものではなく、又変わってはならないと考えています」
30	日進市	「住民の福祉の増進は、重要な行財政運営の1つと捉え、施策を進めていきます」
40	豊山町	「憲法、地方自治法の本旨を踏まえて各種の施策を進めることは、行政のあり方の基本と考えています」
42	扶桑町	「国の施策、法令等は遵守しなければならない立場であり制約されることもあるかと察しますが、住民の福祉の増進に努めたいと考えております」
47	東浦町	「今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、住民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります」「今後とも法の趣旨に基づき、住民の利益への奉仕を優先し、適正に制度の執行に努めます」
48	南知多町	「厳しい町財政の中ではありますが、住民生活の安定を最も重要な施策と位置づけ、社会保障施策の充実に向けて努めていきたいと考えています」
54	豊根村	「憲法、地方自治法に基づき、住民の福祉の増進を図ることに努め、各種の行政施策を行っています」